

特別障がい者手当の対象基準

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する方

(ア)別表1の障がい者が重複している方

別表1

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がい者を有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がい者を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がい者を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がい者を有するもの
6	※2 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	※3 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 内部機能障がい1級等

※3 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(イ)別表1の障がい者が1つあり、さらに別表2の障がい者が2つ以上重複している方

別表2

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平均機能に極めて著しい障がい者を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がい者を有するもの、又は一上肢の全ての指を欠くもの、若しくは上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がい者を有するもの

10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 35 以下に相当するもの)

(ウ)別表1の3から5までのいずれか一つの障がいを有し、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(エ)内部障がい(心臓、肝臓、呼吸器等)の方で、絶対安静の方

(オ)精神障がい又は知的障がいの方で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの